

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項の規定によつて、次のとおり公告する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

一 都市計画決定権者の名称

福山市長 枝広直幹

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	(仮称)福山市次期ごみ処理施設整備事業
都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業
都市計画対象事業の規模	六〇〇トン(一日当たりの処理能力)
都市計画対象事業実施区域	広島県福山市箕沖町地内

三 規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

福山市箕沖町、箕島町の一部、水呑町の一部、田尻町の一部、新涯町二丁目の一部

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課
- (三) 福山市経済環境局環境部環境総務課
- (四) 福山市経済環境局環境部環境施設課（クリーンセンター）

2 期間

平成三十年三月二十九日から平成三十年五月一日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律〔昭和二十三年法律第百七十八号〕に規定する祝日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

平成三十年五月十五日まで

2 意見書の提出先

〒720-1850一 福山市東桜町三番五号
福山市経済環境局環境部環境総務課
宛

3

意見書の記載事項

- (一) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
- (三) 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由